

令和4年度 兵庫県会計年度任用職員(県政推進員)
兵庫県立淡路景観園芸学校採用選考案内

受付期間 令和4年3月7日(月) ~ 採用者が決まり次第終了します。

試験日 随時実施します。

任用期間 令和4年4月1日(金)(予定※)~令和5年3月31日(金)

※応募時期等により、4月1日以降となる場合があります。

勤務場所 兵庫県立淡路景観園芸学校(淡路市野島常盤954-2)

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県政推進員	1人	教員の研究・教育の補助(授業準備、予算管理、教材物品の発注、教員・学生等の連絡調整等)	週15時間30分(7時間45分×週2日)

2 受験資格

- 令和4年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- 任用の日に兵庫県立淡路景観園芸学校に勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- Word、Excel等のパソコン(Windowsによる)操作ができる方

3 選考方法

- 選考方法 所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日時 申し込み後、別途お知らせします。
- 場所 兵庫県立淡路景観園芸学校
淡路市野島常盤 954-2 TEL : 0799-82-3131

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。
応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホッチキス留めなどせずに提出してください。

〒656-1726 淡路市野島常盤 954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課 TEL：0799-82-3131

- ※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。
- ※ 84 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください（宛名は、郵便を受け取れる宛先を記載してください。）。
- ※ なお、持参又は郵送後 10 日を経過しても案内が届かない場合は、兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課まで電話で照会してください。

5 合格発表

合否に関わらず、面接試験後 10 日前後に文書で通知します。

6 任用期間

令和 4 年 4 月 1 日（予定）～令和 5 年 3 月 31 日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、2 回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

7 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。）

月額 64,600 円～68,000 円

- ※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。
なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。
- ※ 基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があるほか、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬を支給する場合があります。

- (3) 期末手当

年間 2.4 月（6 月期 1.2 月、12 月期 1.2 月）※ 在職期間に応じた割り落としあり

- ※ 任期が 6 ヶ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象です。
- ※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週 15 時間 30 分（7 時間 45 分×週 2 日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）があります。

(7) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付きとし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式に採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。